

第9号議案

平成30年度群馬県流域下水道事業費特別会計予算

平成30年度群馬県流域下水道事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,467,567千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(県債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表県債」による。

平成30年2月19日提出

群馬県知事 大澤 正 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額 (千円)
1 分担金及び負担金		4,478,994
	1 負担金	4,478,994
2 使用料及び手数料		1,612
	1 使用料	1,612
3 国庫支出金		1,615,450
	1 国庫補助金	1,615,450
4 財産収入		4,500
	1 財産売却収入	4,500
5 繰入金		2,617,369
	1 一般会計繰入金	2,617,369
6 諸収入		42
	1 雑収入	42
7 県債		749,600
	1 県債	749,600
歳入合計		9,467,567

歳出

款	項	金額 (千円)
1 県土整備費		7,540,757
	1 流域下水道管理費	3,829,682
	2 流域下水道建設費	3,211,075
	3 繰出金	500,000
2 公債費		1,926,810
	1 公債費	1,926,810
歳出合計		9,467,567

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額 (千円)
社会資本総合整備工事請負契約	平成31年度	1,742,000

第3表 県 債

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法
社会資本総合整備費	724,000	普通貸借又は証券発行 (証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年 9.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率とする。)	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。
単独流域下水道建設費	25,600	同	同	同
計	749,600			